

後期高齢者医療

資格確認書と保険料決定通知書を送付

▶資格確認書を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに有効期限が令和8年7月31日までの資格確認書(画像)を7月中に送付します。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和8年7月31日 交付年月日 令和7年7月5日	
被保険者番号	01234567
住所	八幡市八幡岡内75番地
氏名	八幡 太郎
性別	男
生年月日	昭和5年5月5日
資格取得年月日	平成20年4月1日
負担割合	1割
有効期日	令和7年4月24日
限度区分	区Ⅱ
有効期日	令和7年4月24日
長期入院該当日	
特定疾病区分	
有効期日	
保険者番号	39262100
並びに保険者の名称及び印	京都府後期高齢者医療広域連合 印

※資格確認書は「簡易書留」で送付します。

※限度額証は資格確認書と統合されたため、送付しません。

▶保険料の決定方法

令和7年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は被保険者個人ごとに広域連合により計算されます【表1】。また、所得の低い人は、保険料の軽減措置があります【表2】。

▶保険料の支払方法

特別徴収(年金からの天引き)の人は、2カ月ごとに年金から天引きします。

普通徴収(口座振替等)の人は、7月から翌年3月まで毎月保険料を支払います。

▶被扶養者であった人の特例

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者(国民健康保険、国民健康保険組合は除く)で保険料を負担していなかった人は、保険料の所得割額はかからず、均等割額も資格取得後2年間は5割軽減となります。

▶窓口で支払う医療費

医療機関窓口で支払う医療費(一部負担金)の割合を前年の所得により判定します【表3】。

▶高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費と

して支給されます【表4】。

2割負担の人は、令和7年9月30日まで外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1カ月最大3千円までに抑える配慮措置があります。払い戻しが生じた場合は、高額療養費の口座へ診療月から4カ月を目途に償還されます。

また、低所得Ⅰ・Ⅱおよび現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「限度額適用認定証」の申請により、医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。※差額ベッド代等、保険診療外のものは対象外です。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院時の食事代も減額されます。

▶一部負担金減免

災害等の特別な事情があり、一部負担金の支払いが困難な場合は、減額できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

1 保険料の算定方法

保険料(限度額80万円)		
均等割額(被保険者1人あたり) 56,340円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額(43万円))×10.95%

2 均等割額の軽減割合

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得(※1※2)に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減の要件
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※3)－1)以下
5割	基礎控除額(43万円)+30万5千円×被保険者の数(※4)+10万円×(給与所得者等の数(※3)－1)以下
2割	基礎控除額(43万円)+56万円×被保険者の数(※4)+10万円×(給与所得者等の数(※3)－1)以下

※1 年金収入があり、公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金等の所得金額からさらに15万円が控除されます。

※2 専従者給与(控除)および譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※3 被保険者および世帯主のうち、給与または公的年金等(※1の控除後)の所得を有する人の合計人数です。

※4 被保険者の数は賦課期日(原則4月1日。年度途中で資格取得した場合は資格取得日)時点の人数です。

3 所得区分の説明

所得区分	医療機関窓口での負担割合	内 容
現役並み所得者Ⅲ	3割 (※1)	住民税課税所得690万円以上の世帯
現役並み所得者Ⅱ		住民税課税所得380万円以上の世帯
現役並み所得者Ⅰ		住民税課税所得145万円以上の世帯
一般Ⅱ	2割 (※2)	住民税課税所得が28万円以上145万円未満の世帯
一般Ⅰ	1割	現役並み所得者Ⅰ～Ⅲ、一般Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の世帯
低所得Ⅱ		世帯全員が住民税非課税世帯
低所得Ⅰ		世帯全員が住民税非課税で、各所得(必要経費等控除後)が0円の世帯

※1 次の要件に該当する場合、負担割合が2割になります。

- ①被保険者が1人の世帯で、収入額が383万円未満。
- ②被保険者が1人の世帯で、世帯内に70歳以上75歳未満の人がいる場合の収入合計額が520万円未満。
- ③被保険者が2人以上の世帯で、収入合計額が520万円未満。

※2 次の要件に該当する場合、負担割合が1割になります。

- ①被保険者が1人の世帯で、年金収入とその他の合計所得の合計額が200万円未満。
- ②被保険者が2人以上の世帯で、年金収入とその他の合計所得の合計額が320万円未満。

※収入額が不明な場合は、基準収入額適用申請書の提出が必要です。

4 1カ月の自己負担限度額

所得区分		外来 (個人単位)の 限度額	外来+入院 (世帯単位)の 限度額
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+1%(※1) [140,100円](※2)	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+1%(※3) [93,000円](※2)	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+1%(※4) [44,400円](※2)	
	一般Ⅰ・Ⅱ	18,000円(※5) [年間上限144,000円]	57,600円 [44,400円](※2)
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※1 「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※2 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

※3 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※4 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※5 一般Ⅱの人は、配慮措置の適用により18,000円を下回る場合あり。

老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っていま

す。
貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。